

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 趣 旨

千葉県では、一定の条件を満たす県民に対して、低廉な家賃で住宅の提供を行っています。

今回、高浜第一県営住宅、高浜第二県営住宅及び高浜第三県営住宅の駐車場について、新たに使用料を定めるため、千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部改正を行うものです。

2 改正（案）の内容

次のとおり、駐車場の使用料を追加します。

所在地	駐車場の名称	使用料
千葉市	高浜第一県営住宅駐車場	月額5,500円
千葉市	高浜第二県営住宅駐車場	月額6,500円
千葉市	高浜第三県営住宅駐車場	月額5,500円

3 施行予定年月日

令和8年7月1日

4 関係規定

○千葉県県営住宅設置管理条例（昭和35年千葉県条例第39号）

（使用許可）

第三十三条の九 一般県営住宅の駐車場（以下この節において「駐車場」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（使用料）

第三十三条の十一 第三十三の九の許可を受けた者（以下「駐車場使用者」という。）は、近隣の民間駐車場の料金等を勘案して規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 知事は、公益上その他の理由により前項の規定による使用料を全額徴収することが不相当であると認められるときは、当該使用料の額の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第四十三条 この条例の施行に関し、必要な事項は、知事が定める。